

(目 的)

- 第1条 この就業規則(以下「規則」という)は、特定非営利活動法人いいだ人形劇センター(以下「法人」という)の職員の労働条件・服務規律・その他の就業に関する事項を定めたものである。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法、その他法令の定めるところによる。
- .....

(基本給)

- 第13条 基本給は日給月給制とし、本人の職務内容、経験、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人ごとに決定する。ただしパート職員の基本給は時間給とし、就業時間に応じて支給する。
- 2 雇入時の基本給は、雇用契約書に明示する。

(手当)

- 第14条 通勤手当は、通勤距離(片道2km以上)に応じ支給する。
- 役職手当は、役職の地位にある職員に対し支給する、
- 扶養手当は、扶養する家族がいる職員に対し支給する。

(割増賃金)

- 第15条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。
- ① 時間外労働割増賃金(所定労働時間を超えて労働させた場合)
- $$\frac{\text{基本給}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$
- ② 休日労働割増賃金(法定休日に労働させた場合)
- $$\frac{\text{基本給}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$
- ③ 深夜労働の割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)
- $$\frac{\text{基本給}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$
- 2 前項の1ヶ月平均所定労働時間は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間所定休日日数}) \times \text{1日の所定労働時間}}{12}$$

(年次有給休暇の賃金)

- 第16条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

(欠勤の扱い)

第 17 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間あたりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第 18 条 賃金は、毎月末日に締め切り、翌月 21 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。(基本給を当月支払い、時間外手当を翌月支払う)

2 計算期間中の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算をして支払う。

(賃金の支払いと控除)

第 19 条 賃金は、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金の保険料の被保険者負担分
- ④ 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ⑤ 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(昇給)

第 20 条 昇給は、毎年 1 回 4 月に行うことがある。

2 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

第 21 条 夏季及び年末に法人の業績により賞与を支給することがある。

2 前項の賞与の支給条件、支給期日は、その都度定める。

.....

附 則

この規則は令和 2 年 4 月 1 日より実施する。